



保護者のみなさまへ

令和7年度より担当課が
教育総務課となります。

就学援助制度のお知らせ

教育委員会では、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対し、学校でかかる費用の一部を援助します。この制度の利用を希望される方は、「令和7年度就学援助費受給申請書」によりお申し込みください。（毎年度申請が必要です。）

また、生活保護受給世帯の方は本制度の対象外ですが、廃止・停止となった場合のスムーズな移行のため、必ずお申し込みください。

申請時期

申請書提出期限・・・令和7年5月30日（金）

- * 上記申請書提出期限までに提出され、認定された場合の認定月は原則として4月とします。
- * 6月以降も申請は受け付けますが、受付月からの認定となりますのでご注意ください。（受付は令和8年2月末日までです。）

援助を受けることができる方

- 生活保護法に基づく保護の停止または廃止された方
- 上記以外で令和6年中の世帯（生計を共にしている同居家族）全員の収入額の合計、または所得額の合計が下記の認定基準額以下（給与収入と給与収入以外の所得の両方がある場合は、それぞれの基準額に対する割合の合計が100%以下）の方



令和7年度 就学援助費認定基準額		
世帯人数	(A) 給与所得者（会社員等） （給与収入総額）	(B) (A)以外の所得者（自営業等） （所得総額）
2人	3,178,471円	2,022,800円
3人	4,099,999円	2,680,000円
4人	4,575,999円	3,105,600円
5人	5,051,999円	3,486,400円
6人	5,523,999円	3,825,000円
7人	5,966,992円	4,168,000円
8人	6,397,739円	4,510,400円
9人以上	以降1人増すごとに 334,894円を加算	以降1人増すごとに 262,400円を加算

申請のしかた

- 別紙申請書に必要事項を記入（裏面の記入例参照）し、保護者が、お子さんの就学する学校へ提出してください。小・中学校（義務教育学校の前・後期）の両方に就学されている場合は、申請書をどちらかの学校へ1部提出していただければ結構です（1世帯で1部）。また、教育総務課でも受け付けします。
- 申請においては、世帯全員の令和6年中の収入額・所得額がわかるように、所得の有無にかかわらず、市・府民税の申告を5月中頃までに済ませておいてください。
なお、勤務先が申告している場合や確定申告をされている方、又は控除対象配偶者・被扶養者で無収入の方は申告の必要はありません。その場合は、申請書の職業欄に「無職」などの記載をお願いします。
また、申請書提出後に申告された場合や修正申告された場合は、必ず「申告書控え」を教育総務課へ提出してください。
- 他市から守口市に転入（引っ越し）された方は、令和7年1月1日時点で住民票のあった市町村で「令和6年中にあった収入額・所得額のわかる証明書（収入額・所得額及び扶養の記載のある令和7年度市府民税課税証明書等）」を取り寄せ、令和7年6月30日までに教育総務課へ提出してください。（令和6年分源泉徴収票でも可）。この場合は、申請書のみを先に提出期限までに提出しておいてください。

就学援助費の認定などの結果について

- 申請書及び収入額・所得額の審査を行い、5月末日までの受付分は7月末日までに、それ以降の受付分については受付月の翌月初旬に認否を決定し、保護者宛郵送で通知します。
通知書が届かない場合は、教育総務課までご連絡ください。

支給方法

- 年3回に分け、9月下旬・12月下旬・3月下旬に支給の予定です。
就学援助の認定を受けても、学校納入金（学用品費・修学旅行費など）の支払いは必要です。
- 保護者名義の預金口座又は貯金口座に振込みますが、学校納入金が未納の方は、就学援助費を学校長口座へ振込みます。



新入学児童・生徒学用品費の支給

- 新入学児童・生徒学用品費を入学前に支給します。
【対象は、就学前児童、小学6年生（義務教育学校前期課程6年生）】
- 就学前児童の家庭には、11月下旬頃に別途お知らせします。就学援助が認定となった小学6年生（義務教育学校前期課程6年生）は、別途申請の必要はありません。

その他

- 就学援助費を受給されているにもかかわらず学校納入金に未納が生じた時は、振込みを学校長口座に変更させていただきます。
- 就学援助費が認定された人で、転居された場合、振込口座に変更のある場合、氏の変更をされた場合など、また、生活保護を受給された場合、生活保護を廃止された場合は、教育総務課まで必ずご連絡ください。
- 認定基準額を超える場合でも、保護者の死亡・離婚・失業などにより、現在の主たる生計維持者の収入が前年中の収入より著しく減少する場合などとはご相談ください。

援助費支給額

援助費の費目	小学校及び義務教育学校の前期課程	中学校及び義務教育学校の後期課程
修学旅行費	22,690円（上限額）	60,910円（上限額）
学用品費及び 通学用品費	年額11,630円（4月分は960円、 5月分以降は一月当たり970円）	年額22,730円（4月分は1,830円、 5月分以降は一月当たり1,900円）
校外活動費	1,600円	2,310円
新入学児童・生徒学用品費	63,000円 （現6年生の認定者）	—
医療費 （※下記参照）	実費	実費
林間・臨海学校費	3,690円（上限額）	6,210円（上限額）
通学費 （※下記参照）	実費	実費
卒業アルバム代	11,000円	10,000円

※ 医療券について

就学援助認定者の児童・生徒が次の疾病になった場合、医療費を援助します。

学校から治療の指示を受けた学校病【虫歯・トラコーマ・結膜炎（アレルギー性結膜炎は含みません）・中耳炎・慢性副鼻腔炎（アレルギー副鼻腔炎は含みません）・アデノイド・白せん・疥せん・膿か疹（とびひ）・寄生虫病】の医療費のうち本人負担分。

上記学校病の受診に当たっては、必ず、毎月、その月の受診前に学校または教育総務課へ届出し、医療券を受け取ってから、健康保険証及び子ども医療証などと共に医療機関に提出して受診してください。

子育て支援政策課での申請により児童・生徒に子ども医療証が交付されますので、受診の際には、必ず当該医療証もお持ちください。

なお、就学援助費の認否を決定するまでの医療券の発行は、教育総務課で行いますので、令和6年中の世帯（生計を共にしている同居家族）全員の収入額・所得額のわかる書類（源泉徴収票または申告書の控え等）をお持ちの上、教育総務課にお越しください。

※ 通学費について

公共交通機関で通学した場合に援助します。申請・詳細については、教育総務課までお問合せください。申請には、利用した公共交通機関の内訳明細書の提出が必要です。

※ 無料低額診療事業

本制度とは別に、経済的理由により適切な医療を受けることができない方々に対し、無料又は低額で診療を行う事業です。詳しくは、大阪府のホームページをご覧ください。

大阪府のホームページ：<http://www.pref.osaka.lg.jp/houjin/muryoteigaku/index.html>



問い合わせ先

〒570-8666 守口市京阪本通2丁目5番5号

守口市教育委員会事務局 教育部教育総務課（守口市役所北6階）

☎ 06（6995）3152

記入例

生計を共にしている
同居家族全員
を記入してください。

**市民税の申告
は所得の有無
にかかわらず、
5月中旬頃ま
でに必ず済ま
せておいてく
ださい。**

会社が申告してい
る場合や確定申告
をされている方、又
は控除対象配偶者
で無職(主婦)の方
は申告の必要はあ
りません。(申請書
の職業欄に無職等
の記載をお願いし
ます。)収入は学生
のアルバイトも含み
ます。

市民税の申告は、所得がない場合についても、必ず済ませておいてくだ
さい。所得が判明しない場合は、申請を取り消すこともあります。

令和7年1月2日以降に守口市へ転入の場合、**昨年中にあった収入額・所得額
のわかるもの(源泉徴収票等)の提出**が必要です。

令和7年度就学援助費受給申請書

記入日：令和 7年 5月 10日

守口市教育委員会教育長 様

(住所) 守口市 京阪本通2-5-5

次のとおり申請します。

なお、就学援助費受給申請に当たり認定に係る所得確
定世帯構成確認のため、担当職員が課税台帳と住民基本台
帳を照合することを確認させていただきます。

(フリガナ) 守口 太郎
(申請者)

日中連絡のつく電話番号
のご記入をお願いします。

電話 06 - 6995 - 3155
※日中連絡のつく電話番号を記入してください。

世帯の状況(児童生徒本人も含む)

フリガナ 氏 名 生年 月 日

元号 年 月 日

昭和 年 月 日

平成 年 月 日

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組

職業(勤務先)または学校名・学年・組